

平成 29 年 3 月 27 日

大阪府立槻の木高等学校長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく、役務請負契約
の発注見通しについて

契約の内容

大阪府立槻の木高等学校 学校施設設備維持管理作業

期間：平成 29 年 4 月 7 日から平成 30 年 3 月 29 日